



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本書紀における中国口語起源二字名詞の訓点
Author(s)	Tang, Wei
Citation	国語国文研究, 130, 47(16)-34(29)
Issue Date	2006-08-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93491
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_130-47-34.pdf



日本書紀における 中国口語起源二字名詞の訓点

唐 煒

1. はじめに

『日本書紀』本文の述作については、多くの先行研究によって『漢書』『後漢書』『三国志』（蜀志を除く）『梁書』『隋書』『芸文類聚』『文選』『金光明最勝王經』等の漢籍・仏典を典拠としたこと、あるいは中国の口語・俗語の類も用いられていることなどが指摘されている。またその訓読については神田喜一郎『日本書紀古訓攷證』を代表とする研究の積み重ねがあり、いわゆる『日本書紀』古訓は中国注釈書の記述を踏まえた精緻なものであることが強調されており、それは口語・俗語表現にも及ぶとされて来た。ただし、魏晋以来唐代に至る中国の口語・俗語を含む『日本書紀』のそれらの箇所がどのように訓読されて来たかについては、十分な検討は成されていない。一般に中国の口語・俗語的文章は、古典漢文の訓読法では読み解くことが難しい。筆者は、そのような視点から、先学の分析に触れながら、『日本書紀』中の主として中国口語起源の二字漢語を取り上げて、平安中期の岩崎本を初めとして年代も系統も異なる『日本書紀』古訓点本でそれらがどのように訓読されていたかを検討して来た。先づ副詞を取りあげ二字一語として訓んでいる例は少なく、二字一語として訓まず和訓も不当な例も有り、二字一語として訓んでいないが文意は大きく外れていない又は不明な例が大部分であることを述べ¹、続いて動詞を取り上げ、二字動詞の訓読に於ては一語の和訓として訓んでいる例が大部分となることを述べた²。本稿では引き続き、二字名詞の訓点を取り上げる。

2. 二字名詞の訓読

松尾(1987)に取り上げられている全 104 語の二字漢語の内の二字名詞にあたる次の 15 語（漢音五十音順）

¹ 唐煒(2004)「日本書紀における程度表現の二音節語（二字漢語）について—「極甚」「更亦」「更復」「最為」「再三」「茲甚」を中心に—」『訓点語と訓点資料』113 輯、唐煒(2005)「日本書紀における中国口語起源漢語の受容」『日本学・敦煌学・漢文訓読の新展開』汲古書院

² 唐煒(2006)「日本書紀における中国口語起源動詞の訓点」『訓点語と訓点資料』116 輯

阿姉 後頭 寺家 指甲 此間 娘子 嬢子 女郎 新婦 前頭 刀子 桃子
男女 李子 路頭

および筆者が同様の二字名詞として補った 20 語（漢音五十音順）

行業 官家 官司 罪過 床席 終日 人物 消息 頭端 道理 男子 朝廷-
朝廷 中間 底下 田家 徳業 法則 風姿 夜半 老夫

を対象として考察する。

I 二字一語として訓んでいる例

I-1 一語の和訓として訓んでいる例 34 語

考察対象 35 語の内一語の和訓として訓んでいる例は次の 34 語である。

1 阿姉	2 行業	3 官家	4 官司	5 後頭	6 罪過	7 床席	8 寺家
9 指甲	10 此間	11 娘子	12 嬢子	13 終日	14 女郎	15 新婦	16 人物
17 消息	18 前頭	19 刀子	20 桃子	21 頭端	22 道理	23 男子	24 朝廷-朝廷
25 中間	26 底下	27 田家	28 徳業	29 法則	30 風姿	31 夜半	32 老夫
33 李子	34 路頭						

(I-1-3) 官家

①故因以、定内官家屯倉。(09) 上 339-20

水戸本『日本書紀私記』(丙本)「内^{宇知豆美也介}官家」

②爲内官家、無絶朝貢。(09) 上 341-13

水戸本『日本書紀私記』(丙本)「内^{宇知豆美也介}官家」

③寡人聞、百濟國者爲日本國之官家、(14) 上 497-12

前田本院政期点「官^{ミヤケ}家^{ミヤケ}」

④與大臣武内宿禰、毎國初置官家、(17) 下 027-18

前田本院政期点「官^{ミヤケ}家^{ミヤケ}を」

⑤自胎中之帝、置官家之國、輕隨蕃乞、輒爾賜乎。(17) 下 029-08

前田本院政期点「官家」

⑥此津、從置官家以來、爲臣朝貢津涉。(17) 下 039-08

前田本院政期点・図書寮本 1142 年点「官^{ミヤケ}家^{ミヤケ}を」

⑦新羅、恐破蕃國官家、不遣大人、而遣夫智奈麻 (17) 下 039-16

- 前田本院政期点「官^{ミヤケ}家^を」
- ⑧置内官家、不棄本土、因封其地、良有以也。(17) 下 041-07
前田本院政期点「官家^{ミヤケ}を」
- ⑨修造官家、那津之口。(18) 下 059-14
北野本南北朝期点「官-家」
- ⑩遂使海西諸國官家、不得長奉天皇之闕。(19) 下 081-14
北野本南北朝期点「官-家^{ミヤケ}」
- ⑪若欲國家無事、長作官家、(19) 下 099-14
北野本南北朝期点「官-家」
- ⑫廿三年春正月、新羅打滅任那官家。(19) 下 119-18
北野本南北朝期点「官^{ミヤケラ}-家」
- ⑬違我恩義、破我官家。(19) 下 121-07
北野本南北朝期点「官-家」
- ⑭屬我先考天皇之世、新羅滅内官家之國。(20) 下 143-10
前田本院政期点「官^{ミヤケ}-家」
- ⑮故云新羅滅我内官家也。(20) 下 143-11
前田本院政期点「官家^{ミヤケ}」
- ⑯官家、皆同陛下所詔。(21) 下 169-21
図書寮本 1142 年点「官^{ミヤケ}家^を」
- ⑰任那是元我内官家。(22) 下 207-10
岩崎本平安中期点「官^{ミヤ}-家^{ナリ}」
- ⑱隨常定内官家、願無煩矣。(22) 下 207-15
岩崎本 1451 年点「内^{ウチ}官^{ツミヤ}家^を」
- ⑲以百濟國、爲内官家、譬如三絞之綱。(25) 下 273-09
北野本鎌倉初期点「官^{ミヤケ}-家」

⑳領此官家、治是郡縣。(25) 下 275-12

北野本鎌倉初期点「官家^{ミヤケ}を」

漢籍の用例を『国学宝典』を利用して検索すると、『漢書』0例、『後漢書』0例、『晋書』3例、『梁書』1例、『魏書』5例、『樂府詩集』12例、『世說新語』0例、『隋書』0例、『遊仙窟』0例、『祖堂集』1例が存在する。5例を示す。

愿官家千万歲壽、(『魏書』・卷 21)

下官家有二千万、隨公所取矣。(『晋書』・卷 50)

官家尚爾、兒安敢辭?(『梁書』・卷 44)

官家若判不得、須喚村公斷。(『祖堂集』・卷 18)

官家有程、吏不敢听。(『樂府詩集』・卷 32)

仏典の用例を「CBETA 電子仏典」を利用して検索すると 28 例が存在する。2 例を示す。

官家求取。馳走叵得。(西晉三藏竺法護譯『生經卷第四』3-100)

若求大官家婦人等來恭敬者。(般若斫羯囉譯『摩訶吠室囉末那野提婆喝囉闍陀羅尼儀軌(一卷)』21-222)

『敦煌變文校注』には 3 例がある。2 例を示す。

雖自官家明有宣頭(『韓擒虎話本』)

農人辛苦官家見(『長興四年中興殿應聖節講經文』)

松尾(1987)では「…家」は公的機関につく接尾辞であり、「官家」「県家」「寺家」「社家」などがあるとしている。太田(1981)では「接尾辞《家》は名詞につき、それに共通する性質、身分、職業などを示すものである、唐代にすでに用いられた」とする。

中国語として南北朝時代からの新しい二字漢語であるが、『日本書紀』訓点本の多くの用例が示す通り、⑭岩崎本平安中期点、③④⑥⑦⑧⑭⑮前田本院政期点、⑥⑮図書寮本 1142 年点、①②水戸本『日本書紀』私記(丙本)、⑲⑳北野本鎌倉初期点、⑩⑫北野本南北朝期点、⑯岩崎本 1451 年点と系統も年代も異なる訓点本が共に「みやけ」と的確に一語で訓んでいる。

(I-1-10) 此間

①不知道路、留連嶋浦、自北海廻之、經出雲國至於此間也。(06) 上 259-10

熱田本南北朝期点「此^{コノ}間^マ」

②爲當此間留。爲當欲向本郷。(19) 下 115-09

兼右本 1540 年点「此^{コノ}間^マに」

漢籍の用例を『国学宝典』を利用して検索すると、『漢書』0例、『後漢書』0例、『晋書』2例、『梁書』0例、『魏書』2例、『樂府詩集』3例、『世説新語』0例、『隋書』1例、『遊仙窟』3例、『祖堂集』40例が存在する。8例を示す。

此間有僧父、欲作三都賦（『晋書』・卷92）

此間用武之地、非可文治、（『魏書』・卷19）

此間人物、衣服鮮麗、（『隋書』・卷2）

吾在此間傳心。（『祖堂集』・卷6）

來到此間、歌以言志。（『樂府詩集』・卷36）

此間何能不答、（『遊仙窟』）醍醐寺本 1344 年点「此_コ間_ニ」

至于此間、（『遊仙窟』）醍醐寺本 1344 年点「此_コ間_ニ」

此間幸甚、（『遊仙窟』）醍醐寺本 1344 年点「此_コ間_ニ」

仏典の用例を「CBETA 電子仏典」を利用して検索すると 1678 例が存在する。2 例を示す。

此間鬼神放逸姪亂。（後秦弘始年佛陀耶舍共竺佛念譯『佛説長阿含經卷第二十二』1-144）

生於此間。於此間死。（後秦三藏鳩摩羅什譯『十住經卷第二』10-508）

『敦煌變文校注』には 32 例がある。3 例を示す。

火去此間近遠？（『李陵變文』）

此間無本草（『王昭君變文』）

得至此間、不是惡人（『張議潮變文』）

松尾（1987）では、「古訓「ココニ」、場所を表す近称の指示代名詞であり、『変文集』には「此中」と共に用いられ、いずれも「ここ」の意、遠称は「彼中」が用いられる」とする。池田（1988）にも、「彼間」と「此間」が俗語的であるとする指摘がある。

中国語として南北朝時代からの新しい二字漢語であるが、『日本書紀』の訓点では、①熟田本南北朝期点が訓合符及び和訓「ココ」、②兼右本 1540 年点が熟合符及び和訓「ココ」を加点して、共に的確に一語で訓んでおり、また『遊仙窟』醍醐寺本 1344 年点も訓合符及び和訓「ココ」を加点して的確に一語で訓んでいる。

（I-1-11）娘子

①則自對座長曰、奉娘子也。（13）上 441-11

図書寮本 1142 年点「娘_ヲ子_{ムナ}」

②皇后惶之、復起慙。々竟言、奉娘子。（13）上 441-12

図書寮本 1142 年点「娘 - 子_{ヲムナ}」

③奉娘子者誰也。(13) 上 441-13

図書寮本 1142 年点「娘^{ヲムナ}-子」

④所進之娘子弟姫、喚而不來。(13) 上 441-18

図書寮本 1142 年点「娘^{ヲムナ}-子」

⑤大連曰、此娘子、以清身意、(14) 上 463-15

前田本院政期点「娘^{イラツ}-子^{ヲムナ}」

漢籍の用例を『国学宝典』を利用して検索すると、『漢書』0例、『後漢書』0例、『晋書』0例、『梁書』0例、『魏書』0例、『樂府詩集』0例、『世說新語』例、『隋書』0例、『遊仙窟』2例、『祖堂集』0例が存在する。2例を示す。

欲投娘子、(『遊仙窟』) 醍醐寺本 1344 年点「娘^{チヤウ}-子」

娘子向來頻躬少府、(『遊仙窟』) 醍醐寺本 1344 年点「娘^{チヤウ}-子」

仏典の用例を「CBETA 電子仏典」を利用して検索すると 23 例が存在する。2 例を示す。

従本爺娘子細看。(黄梅東山演和尚語録『法演禪師語録卷下』47-662)

娘子可乘其麤乘。(宋左街天壽寺通慧大師『宋高僧傳卷第二十四』50-862)

『敦煌變文校注』には 44 例がある。5 例を示す。

娘子雖是女人、説計大能精細。(『舜子變』)

有計但知説來、一任與娘子鞭恥。(『舜子變』)

暫請娘子片時在於懷抱。(『秋胡變文』)

共娘子俱為灰土。(『秋胡變文』)

還須娘子勸酒巡。(『金剛醜女因縁』)

太田(1981)では「《子》名詞の接尾辞中一番早く発達した。いくつかの用法があるうちで、人間をあらわす名詞に附加する用法が最も古い。「男子」「郎子」「娘子」などがある。」とする。松尾(1987)では「唐代の口語として、大家の子女に対する敬称として「女郎」「娘子」が用いられた。『日本書紀』の用例も基本線は同じと見てよい。「嬢子」も同じ」とする。劉堅・江藍生(1997)では「娘子」は「婦人」に相当するとしている。

松尾が説く通り、中国語として唐代の新しい用法であるが、『日本書紀』の訓点では、⑤前田本院政期点が熟合符及び和訓「イラツ(メ)」「ヲムナ」、①②③④図書寮本 1142 年点が熟合符及び和訓「ヲムナ」「ヲムナコ」を加点して的確に一語で訓んでいる。『遊仙窟』醍醐寺本 1344 年点では「ヂヤウシ」と音読している。

(I-1-21) 頭端

①床席頭端、一宿之間、稻生而穗。(27) 363-11

北野本鎌倉初期点「頭^{ハシ}-端に」

漢籍の用例を『国学宝典』を利用して検索すると、『漢書』0例、『後漢書』0例、『晋書』0例、『梁書』0例、『魏書』0例、『樂府詩集』0例、『世説新語』0例、『隋書』0例、『遊仙窟』0例、『祖堂集』0例であり、用例が見られない。

仏典の用例を「CBETA 電子仏典」を利用して検索すると1例が存在する。その1例を示す。

兩頭端聳百丈。(『南嶽總勝集敘』51-1058)

『敦煌變文校注』には用例が存在しない。

やや特殊な語であるが、『日本書紀』の北野本鎌倉初期点は熟合符及び和訓「ハシ」を加点して的確に一語で訓んでいる。

(I-1-24) 朝廷

①朝廷遣大伴、糠手子連 (20) 下 145-07

前田本院政期点無点・北野本南北朝期点「朝-庭」

②由是、下獄、復命於朝廷。(20) 下 147-16

前田本院政期点無点・北野本南北朝期点「々(朝)-庭」

③朝廷議曰、萬懷逆心。(21) 下 165-16

図書寮本 1142 年点「朝^{ミカト}-庭」

④河内國司、以萬死狀、牒上朝廷。(21) 下 167-10

図書寮本 1142 年点「朝々庭に々」

⑤河内國司、尤異其犬、牒上朝廷。(21) 下 167-13

図書寮本 1142 年点「朝々庭に々」

⑥召唐客於朝廷、令奏使旨 (22) 下 191-15

岩崎本平安中期点「朝^{ミカト}-庭」

⑦客等拜朝廷。(22) 下 195-15

岩崎本平安中期点「朝-庭」

- ⑧三年春正月戊子朔壬寅、射於朝庭。(25) 下 301-15
北野本鎌初期点「朝^{ミカト}庭」
- ⑨朝庭隊仗、如元會儀。(25) 下 313-20
北野本鎌倉初期点「朝庭の」
- ⑩是夕、燃二千七百餘燈於朝庭内、使讀安宅・土側等經。(25) 下 317-16
北野本鎌倉初期点「朝^{ノオホハ}庭」
- ⑪朝庭惡恣移俗、訶嘖追還。(25) 下 317-18
北野本鎌倉初期点缺損、兼右本 1540 年点・寛文九年版無点
- ⑫戊子、宣朝庭之禮儀、(27) 下 375-07
北野本鎌倉初期点「朝^{ミカト}-庭」
- ⑬時朝庭宣美濃・尾張、兩國司曰、爲造山陵、(28) 下 385-15
野本鎌倉初期点無点、兼右本 1540 年点「朝^{ミカト}-庭」
- ⑭今聞、近江朝庭 (28) 下 387-07
北野本鎌倉初期点無点、兼右本 1540 年点「朝-庭」
- ⑮壬子、賜宴群臣於朝庭。(29) 下 417-11
北野本南北朝期点「朝-庭」
- ⑯即日、悉集朝庭 (29) 下 421-19
北野本南北朝期点「朝-庭」
- ⑰庚子、遣高麗使人、遣耽羅使人等、返之共拜朝庭。(29) 下 437-15
北野本鎌倉初期点「朝庭を」
- ⑱癸酉、百寮諸人拜朝庭。(29) 下 445-12
北野本鎌倉初期点無点、兼右本 1540 年点「拜-朝-庭」
- ⑲丁亥、親王以下、小建以上、射于朝庭。(29) 下 445-16
北野本南北朝期点「朝-庭」
- ⑳阿多隼人、相撲於朝庭。(29) 下 453-16
北野本鎌倉初期点無点、兼右本 1540 年点「朝-庭に」

㉒更用難波朝廷之立禮。(29) 下 455-15

北野本鎌倉初期点無点、兼右本 1540 年点、寛文九年版無点

㉓或禁省之中、或朝廷之中、其於過失發處、(29) 下 455-18

北野本鎌倉初期点「朝^{マツリゴト}庭」

㉔十二年春正月己丑朔庚寅、百寮拜朝廷。(29) 下 457-11

北野本鎌倉初期点「拜朝庭」

㉕十四年春正月丁未朔戊甲、百寮拜朝廷。(29) 下 467-21

北野本南北朝期点「朝庭」兼右本 1540 年点「拜朝庭」

㉖己未、朝廷大酺。(29) 下 475-18

北野鎌倉初期点「朝^{ミカト}庭に」

漢籍の用例を『国学宝典』を利用して検索すると、『漢書』1例、『後漢書』2例、『晋書』1例、『梁書』0例、『魏書』12例、『樂府詩集』2例、『世說新語』0例、『隋書』0例、『遊仙窟』0例、『祖堂集』2例が存在する。6例を示す。

朝廷每有四夷大議、(『漢書』・卷 69)

憲威權震朝廷、(『後漢書』・卷 23)

朝廷以崧屬近、(『晋書』・卷 75)

在州有聲績、朝廷嘉之。(『魏書』・卷 45)

學人不重朝廷貴 (『祖堂集』・卷 9)

主暗無良臣、艱難起朝廷 (『樂府詩集』・卷 27)

仏典の用例を「CBETA 電子仏典」を利用して検索すると 19 例が存在する。2 例を示す。

三職齊著則公之處朝廷不為不達矣。(『維摩經略疏垂裕記』序 38-712)

如世說言朝廷執事。(翻經沙門基撰『唯識二十論述記』卷下 43-1004)

『敦煌變文校注』には 14 例がある。4 例を示す。

儼若至朝廷、明申道理。(『李陵變文』)

玄宗皇帝及朝廷大臣 (『葉淨能詩』)

及朝廷卿相、無不欲往 (『葉淨能詩』)

朝廷卿相保忠貞 (『佛說阿彌陀經押座文』)

張万起 (1993) では、「朝廷」は「王朝の中央政府」の意味であるとしている。

古くから存在する二字漢語であり、『日本書紀』の訓点では、⑥⑦岩崎本平安中期点

が一語であることを示す中央合符及び和訓「ミカド」、③図書寮本 1142 年点が訓合符及び和訓「ミカド」、⑧⑩⑫北野本鎌倉初期点が熟合符及び和訓「ミカド」、⑬兼右本 1540 年点が熟合符及び和訓「ミカド」、⑭北野本鎌倉初期点が訓合符及び和訓「マツリゴト」を加点して、系統も年代も異なる訓点本が共到的確に一語で訓んでいる。

(I-1-30) 風姿

①天皇風姿岐嶷。少有雄拔之氣。(04) 上 219-18

熱田本南北朝期点「風^{ミヤビ}姿」

②大王者風姿岐嶷。(11) 上 383-13

前田本院政期点「風^{ミヤビ}姿」

漢籍の用例を『国学宝典』を利用して検索すると、『漢書』0 例、『後漢書』0 例、『晋書』6 例、『梁書』3 例、『魏書』0 例、『樂府詩集』0 例、『世說新語』4 例、『隋書』0 例、『遊仙窟』0 例、『祖堂集』0 例が存在する。3 例を示す。

俊爽有風姿、(『晋書』・卷 36)

云風姿應對、傍若無人。(『梁書』・卷 13)

王敬倫風姿似父。(『世說新語』・容止第十四)

仏典の用例を「CBETA 電子仏典」を利用して検索すると 31 例が存在する。2 例を示す。

風姿端正必知非凡。(東晉平陽沙門釋法顯譯『大般涅槃經』卷中 1-201)

枯木風姿。宗乘壁挂口。(明州天童山覺和尚真贊下火『侍者清萃法恭編宏智禪師廣錄』卷第七 48-80)

『敦煌變文校注』には「風姿」の用例が存在しない。

程湘清 (1992) では「「風姿」は「容貌、見目形」、「風格、人柄」の意味」と説明している。

中国南北朝時代からの新しい二字漢語であるが、『日本書紀』の訓点は②前田本院政期点・①熱田南北朝期点共に訓合符及び和訓「ミヤビ」を加点して一語で訓んでいる。

I-2 合符のみを加点している例 0 語

II 二字一語として訓んでいない例

II-1 二字一語として訓まず和訓も不当な例 0 語

II-2 二字一語として訓んでいないが、文意は大きくは外れていない又は不明な例

1 語 1 男女

(II-2-1) 男女

①夫天皇之男女、前後并八十子。(07) 上 287-11

北野本南北朝期点「男^{ヒコミコ}女^{ヒメミコ}」

熱田本南北朝期点「男^{ヒコミコ}女^{ヒメミコ}」

②凡是天皇男女、并廿王也 (10) 上 365-11

北野本南北朝期点、熱田本南北朝期点「男^{ヒコミコ}女^{ヒメミコ}」

③元無男女、可絶継嗣 (17) 下 019-13

前田本院政期点「男^{ヲトコミコ}女^{ヲウナミコ}」

④呼男女曰王子。家外作城柵、(24) 下 261-07

岩崎本平安中期点「男^{ヲノコ}女^{メノコ}を」

図書寮本 1142 年点「男^{ヲノコ}女^{メノコ}を」

⑤又有宮人生男女者四人。(27) 下 369-12

北野本鎌倉初期点・南北朝期点無点・兼右本 1540 年点「男^{ヒコミコ}女^{ヒメミコ}」

漢籍の用例を『国学宝典』を利用して検索すると、「男女」「こども」の意味として『漢書』1 例、『後漢書』3 例、『晋書』1 例、『梁書』1 例、『魏書』7 例、『樂府詩集』1 例、『世說新語』0 例、『隋書』1 例、『遊仙窟』0 例、『祖堂集』0 例が存在する。8 例を示す。

童男女三千人、五種百工而行。(『漢書』・卷 45)

殺得母親男女、盡滅其族。(『後漢書』・卷 72)

其後各產男女、未及成長而率亡。(『梁書』・卷 29)

公主掇男女就寶資決別。(『魏書』・卷 59)

男女無少長盡殺之。(『隋書』・卷 84)

待產乳男女、然後歸舍。(『隋書』・卷 84)

人家見生男女好、不知男女催人老 (『樂府詩集』・卷 30)

召弘妻及男女于東宮、厚撫之。(『晋書』・卷 122)

仏典の用例を「CBETA 電子仏典」を利用して検索すると 4246 例が存在する。2 例を示す。

一切男女處於胎中。(大唐罽賓國三藏般若奉詔譯『大乘本生心地觀經』卷第二 3-297)

所生男女具大相好。(大唐總持寺沙門智通譯『千眼千臂觀世音菩薩陀羅尼神咒經』

『敦煌変文校注』には 22 例がある、5 例を示す。

婦女男女、共為歡樂（『燕子賦』）

莫若親生男女（『太子成道經』）

妻兒男女、無由再會。（『廬山遠公話』）

婦兒男女共為歡樂。（『燕子賦』 一）

貪其男女若是一雙、應難得他。（『悉達太子修道因縁』）

蔣禮鴻（1959）中に「男女、女男、つまり子どもの意味であり、唐の口語である、宋代でも使用される。」とする。松尾（1987）では「「男女」は文語としては「おとことおんな」であり、『日本書紀』中にも、無論、文語の「男女」は少くないが、口語としては「男女」は「こども」の義」としている。

松尾の説く通り口語としては「こども」の義であるが、『日本書紀』の用例は文脈上「おとこのこども」「おんなのこども」の義としても通り、④岩崎本平安中期点「ヲノコゴメノコゴ」、③前田本院政期点の訓合符及び和訓「ヲトコミコヲウナミコ」、④図書寮本 1142 年点「ヲノコゴメノコゴ」、①②北野本南北朝期点・熱田本南北朝期点の訓合符及び和訓「ヒコミコヒメミコ」、⑤兼右本 1540 年点の訓合符及び和訓「ヒコミコヒメミコ」の加点は誤訓とは言えない。

以上、『日本書紀』の二名詞 35 語の訓読例を検討した。34 語まで一語の和訓として訓んでおり、残る一語も『日本書紀』の文脈上誤訓とは言えず、二字一語として訓まず和訓も不当な語は皆無である。前に検討した動詞の場合と同様、いやそれ以上に正しく訓まれており、名詞の訓読に当っては正確な概念把握が学習されたものと言い得る。

〈参考資料〉

築島裕・石塚晴通（1978）『東洋文庫蔵岩崎本 日本書紀 本文と索引』日本古典文学会

石塚晴通（1977）「前田本日本書紀院政期点（本文篇）」『北海道大学文学部紀要』25-2

石塚晴通（稿本）『前田本日本書紀院政期点総索引』

石塚晴通（1980、1981、1984）『図書寮本日本書紀院政期点（本文篇）（索引篇）（研究篇）』美季出版社、汲古書院

鴨脚本『日本書紀卷第二』（1941）古典保存会

石塚晴通（稿本）『北野本日本書紀（本文篇）』

石塚晴通（稿本）『兼方本日本書紀（本文篇）（索引篇）』

天理図書館善本叢書（1972）『古代史籍集』八木書店

石塚晴通（稿本）『丹鶴本日本書紀（本文篇）（索引篇）』
 天理図書館善本叢書（1983）『日本書紀 兼右本一～三』八木書店
 御巫本『日本書紀私記』（1933）（古典保存会）
 醍醐寺本『遊仙窟』（1927）（古典保存会）
 真福寺本『遊仙窟』（1954）（貴重古典籍刊行会）
 尹小林（2002）『国学宝典』北京国学時代文化伝播有限公司
 （詩経、周易、孟子、老子、論語、國語、春秋左氏傳、禮記、莊子集釋、呂氏春秋、爾雅、儀禮、周禮、戰國策、史記、論衡、鹽鐵論、漢書、後漢書、三國志、吳越春秋、晉書、遊仙窟、搜神記、山海經孝注、南齊書、梁書、陳書、魏書、北齊書、周書、南史、北史、世說新語、文心雕龍、文選、隋書、藝文類聚、旧唐書、唐律疏議、大唐西域記、通典、祖堂集、敦煌變文集、樂府詩集、太平広記等）
 中華電子協会（1988～1991）『CBETA 電子仏典』（大正新脩大藏經第一～五十五・八十五卷）
 張涌泉・黃征（1997）『敦煌變文校注』中華書局

〈参考文献〉

神田喜一郎（1949、改訂 1974）『日本書紀古訓攷證』養徳社
 太田辰夫（1958、改訂 1981）『中国語歴史文法』江南書店
 蔣禮鴻（1959、改訂 1962）『敦煌變文字義通釋』中華書局
 石塚晴通（1975）「国語辞書の用例としての日本書紀古訓」『日本語大辞典ことばのまど』14
 石塚晴通（1982）「日本書紀古訓の研究」（三島海雲記念財団 56 年度事業報告）
 石塚晴通（1983）「日本書紀古訓について其の一、其の二」『天理図書館善本叢書月報』55、56
 志村良治（1984）『中国中世語法史研究』三冬社
 石塚晴通（1985）「岩崎本日本書紀初点の合符」『東洋学報』66-1.2.3.4
 石塚晴通（1986）「岩崎本日本書紀初点の合符に見られる単語意識」『築島裕博士還暦記念国語学論集』明治書院
 松尾良樹（1986 a）「金岡照光の『漢訳仏典』を読む」『和漢比較文学』第 2 号
 松尾良樹（1986 b）「『万葉集』詞書と唐代口語」『叙説』奈良女子大学国語国文学研究室
 松尾良樹（1987）「『日本書紀』と唐代口語」『和漢比較文学』第 3 号
 松尾良樹（1988）「漢代訳経と口語一訳経による口語史・初探一」『和漢比較文学』第 5 号
 松尾良樹（1988）「唐代の語彙における文異同」『漢語史の諸問題』別冊、京都大学人文科学研究所
 太田辰夫（1988、改訂 1999）『中国語史通考』白帝社
 池田証寿（1988）「カシコ（彼間）」と「ココ（此間）」一因明大疏抄に見える肝心記の

佚文一」『国語学』155集

松尾良樹（1991）「訓点資料を読む—仏典の口語表現を中心に—」『叙説』第18号

石塚晴通（1992）「兼方本日本書紀古訓の性格」『小林芳規博士退官記念国語学論集』

汲古書院

石塚晴通（1995）「北野本日本書紀の訓点」『築島裕博士古稀記念国語学論集』明治書

院

塩見邦彦（1995）『唐詩口語の研究』中国書店

張涌泉・黄征（1997）『敦煌變文校注』中華書局

王云路（1999）『六朝詩歌語詞研究』黑竜江教育出版社

中国社科院語言研究所（1999）『古代漢語虚詞詞典』商務印書館

王力（2000）『王力古漢語字典』中華書局

胡敕瑞（2002）『『論衡』与「東漢佛典詞語比較研究」』巴蜀出版社

王云路（2002）『詞汇訓詁論稿』北京語言文化大学出版社

附記 本稿は、第91回訓点語学会の研究発表に基くものである。席上、及び其の後に御教示いただいた方々に篤く御礼申し上げる。

（とう い・北海道大学言語文化部非常勤講師）